

知っていますか？ 子どもの権利条約

— 子どもからのメッセージ —

よこはま し きょういく い いんかい
横浜市教育委員会

子どももみんなしあわせになれる

おうちの方へ

この「児童の権利に関する条約」では、17才までを「子ども」と定めています。

その子どもの最善の利益を考慮してつくられたのがこのきまりです。
(第1条 子どもの定義 第3条 子どもの最善の利益)

いのちは一つしかないたいせつなもの

おうちの方へ

だれもが、生まれてきたことを祝福され、健やかに育てられる権利をもっています。

しかし、世界には、戦争や貧しさのため、命を失ったり苦しんだりしている子どもがたくさんいます。

日本でも、いじめなどによって命を絶つという悲しい出来事が続いています。

子どもたちが健やかに育つことができるよう、努力することが大切です。

(第6条 生命への権利、生存・発達の確保)



◆第1部◆

- 第1条 子どもの定義
- 第2条 差別の禁止
- 第3条 子どもの最善の利益
- 第4条 締約国の実施
- 第5条 親の指導の尊重
- 第6条 生命への権利、生存・発達の確保
- 第7条 名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利
- 第8条 アイデンティティの保全
- 第9条 親からの分離禁止と分離のための手続き
- 第10条 家族再会のための出入国
- 第11条 国外不法移送・不返還の防止
- 第12条 意見表明権
- 第13条 表現・情報の自由
- 第14条 思想・良心・宗教の自由
- 第15条 結社・集会の自由
- 第16条 プライバシー・通信・名誉の保護
- 第17条 マスメディアへのアクセス
- 第18条 親の第一次的養育責任と国の援助
- 第19条 親による虐待・放任・搾取からの保護
- 第20条 家庭環境を奪われた子どもの養護
- 第21条 養子縁組
- 第22条 難民の子どもの保護・援助
- 第23条 障害児の権利
- 第24条 健康・医療への権利
- 第25条 医療施設等に設置された子どもの定期的審査
- 第26条 社会保障への権利
- 第27条 生活水準への権利
- 第28条 教育への権利
- 第29条 教育の目的

- 第30条 少数者・先住民の子どもの権利
- 第31条 休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加
- 第32条 経済的搾取・有害労働からの保護
- 第33条 麻薬・向精神薬からの保護
- 第34条 性的搾取・虐待からの保護
- 第35条 誘拐・売買・取引の防止
- 第36条 他のあらゆる形態の搾取からの保護
- 第37条 死刑・拷問の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取り扱い
- 第38条 武力紛争における子どもの保護
- 第39条 犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰
- 第40条 少年司法
- 第41条 既存の権利の確保

◆第2部◆

- 第42条 条約広報業務
- 第43条 子どもの権利委員会の設置
- 第44条 締約国の報告業務
- 第45条 委員会の作業方法

◆第3部◆

- 第46条 署名
- 第47条 批准
- 第48条 加入
- 第49条 効力発生
- 第50条 改正
- 第51条 留保
- 第52条 破棄
- 第53条 寄託
- 第54条 正文

※色文字は、今回とりあげた条文です。

じぶん くに
自分の国やことばはたからもの
それに自信をもとう



かた
おうちの方へ

よこはま いろいろな国籍・名前・文化をもった人々が生活
しています。私たちは、その人たちが誇りをもっている文化な
どを尊重していくことが必要です。

わたしが、横浜で生活している外国人、外国につながる人
にじゅうこくせきしゃ にほんこくせきしゅとくしゃおよ ほごしゃ がいこくせき
(二重国籍者、日本国籍取得者及び保護者などが外国籍であ
る日本国籍者など)と、おたがいの文化や歴史・生活習慣な
どについて理解し合って共に生きていくことが大切です。

だいいじょう アイデンティティの保全
だいいじょう 少数者・先住民の子どもの権利

しょうがい ひと
障害のある人も
ない人もみんな手をつなごう



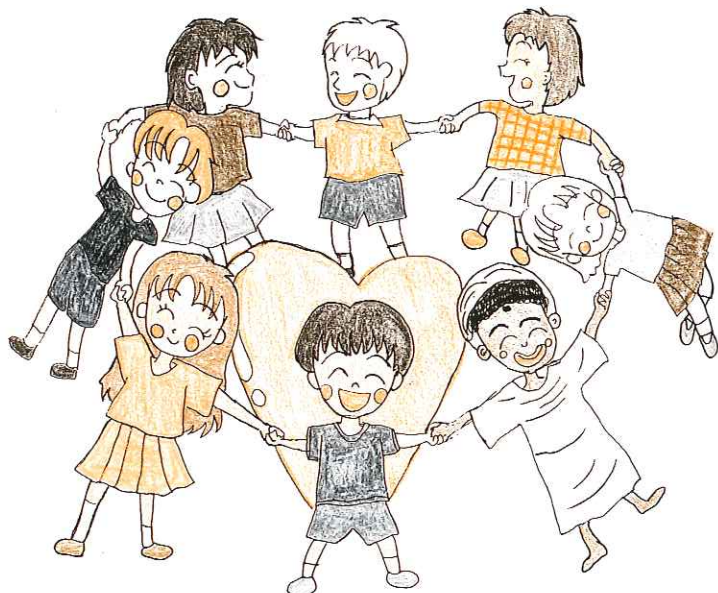
かた
おうちの方へ

しょうがい ひと おも ねが う と
障害のある人の思いや願いを受け止めることは、とても
大切なことです。

しょうがい ひと わたし まな あ たす あ
障害のある人と私たちが、たがいに学び合ったり助け合
ったりしながら生きていくことが求められています。そのため
にも、障害のある人が、生活しやすい環境づくりを進める
とともに、地域社会へ積極的に参加できるように援助するこ
とが必要です。

だいいじょう しょうがいじ けんり
(第23条 障害児の権利)

みな 同じ人間だもん
なかよくしようね



かた
おうちの方へ

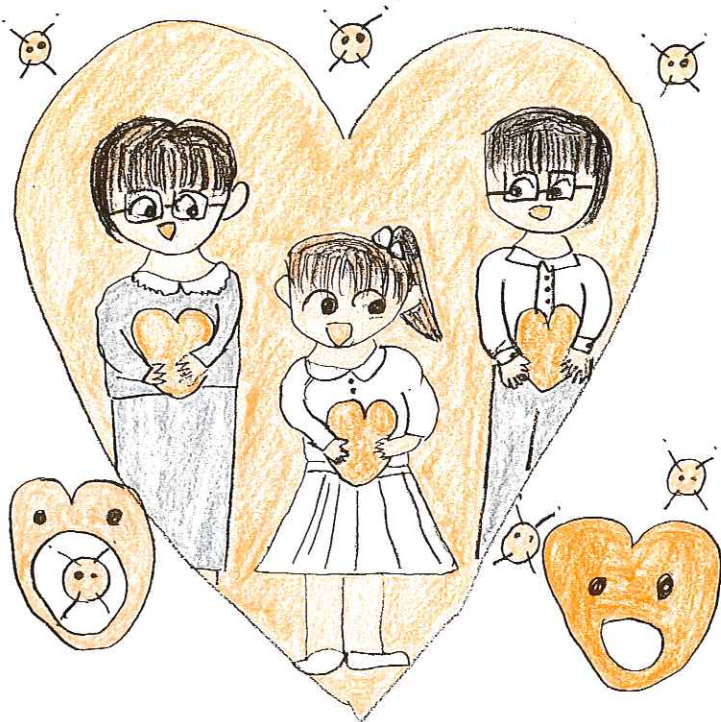
こ なか おとこ こ おんな こ ふと
子どもたちの中には、男の子だから、女の子だから、太っ
ている、やせている、走るのが遅い、さか上がりができないと
いったことで、知らず知らずのうちに、差別をしていることが
あります。

どんなささいなことでも、いじめやからかいは差別なのです。
そのほかにも、「民族」「皮ふの色」「言語」「宗教」「出身」
などが違うという理由で差別したり、仲間はずしをしたり、い
じめたりすることはいけません。

子どもたちみんなが、仲良く、平等にすることが大切です。
また、差別をしない心を育てていくことが必要です。

だいいじょう さべつ きんし
(第2条 差別の禁止)

小さい
小さくても
わたしの言うことを聞いてほしい



よかった！と思ったことや
いやだ！と思ったことを言ったり
歌ったり 絵にかいたりしてもいい



おうちの方へ

だれでも、自分の考えや気持ちを自由に言うことができます。
幼いからという理由で、子どもの言いたいことが妨げられて
いませんか。
子どもは、一人の人間として大切にされ、その意見も尊重
されます。家庭生活、学校生活の中で、子どもたちの意見が
十分に反映されることが大切です。

(第12条 意見表明権)

おうちの方へ

話す、文章を書く、絵をかく、歌を歌うなど、いろいろな
方法で自分の考えや気持ちを自由に表現することができます。
そのために必要な情報を、自由に知ることができます。
自分の表現によって、ほかの人を傷つけることがないように
に気を付けながら、自分の思いを自由に表現できるよう、援助
していくことが大切です。

(第13条 表現・情報の自由)

からだや心が傷つけられたら、守ってもらえるし、たすけてもらえる

おうちの方へ

子どもには、親または養育者から身体的・精神的・性的な危害を受けず、適切な保護(世話や医療)のもと、安心してくらし
ていく権利があります。
そのために、親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っても、子どもが苦痛と感じているかどうかを判断の
基準にもっていません。
また、子どもへの虐待には「いつでも」「どこでも」遭遇するものと考えるべきではありません。「まさか、あのお母さんが」「あ
そのお父さんは挨拶もよくするし」などの先入観は発見を遅らせます。子どもの心身の状況や不自然と思われる態度などを
注意深く見守り、早期発見をすることが大切です。

(第19条 親による虐待・放任・搾取からの保護)

みんな楽しく勉強できます
わからなければたすけてもらえます



おうちの方へ

すべての子どもには、学校で楽しく学習する権利があります。そして、そのための環境づくりを援助しています。豊かな情操をはぐくみ、たがいに人権を尊重し、思いやりのある態度を身に付けることや広い視野に立ち、国際性豊かなことなど、こうした児童の育成を教育の目的とし、進めていくことが大切です。

(第28条 教育への権利 第29条 教育の目的)

ゆっくりしたり あそんだりしたい



おうちの方へ

子どもは、ゆっくり休む時間やのびのびと自由に遊ぶ時間をもつことができます。本を読んだり、絵をかいたり、音楽や映画を楽しんだりすることもできます。十分な休息や余暇は、身体的・精神的な成長に欠かせないものです。子どもたちのよりよい成長のために、休息や余暇を大切にしてください。

(第31条 休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加)

このリーフレットを読むみなさんへ

世界に戦争で親を失ったり、家族と一緒に生活できなかつたり、学校にも行けずに働いて生活を支えていたり、飢餓で苦しんでいたり、とても厳しい立場に立たされている子どもがたくさんいます。この子どもたちの生命や生活を守るために1989(平成元)年11月の第44回国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が制定され、我が国も1994(平成6)年に批准し、発効しました。

この条約は54条でできており、子どもたちのかけがえのない命を守り、子どもたちの権利を認めて守ることをめざしています。我が国でも、子どもを巻き込んだ犯罪や虐待、いじめなど、子どもに対する人権侵害があり、まだまだ子どもたちにとつては厳しい環境があります。また、横浜には多くの外国人の人々が生活しています。それぞれの国の人々と仲良く、共に学び、共に生活していくために、たがいに理解し、それぞれの文化を尊重し、自由に交流していく努力をしなければなりません。

この「児童の権利に関する条約」は『子どもだからといって、無視しないで。わたしたちの権利を守って。』という、子どもから大人へのメッセージです。

子どもたちと一緒に、学校で、家庭で、地域で、このリーフレットを活用していただき、「すべての子どもたちが、子どもらしく幸せに生活できることとは何か」について考え、安心して生活できる社会を、日本、世界のすべての国で実現できるように、みんなで力を合わせて、できることから行動に移していくことを願っています。



イラストを使わせてもらったみなさん

- | | | | |
|---------|----------|---------------|----------|
| 釜利谷南小学校 | 朝井 麻佑子さん | 下田小学校 | 岩崎 香織さん |
| 下田小学校 | 西山 晶子さん | 南台小学校 | 坐間 奈津子さん |
| 笹山小学校 | 岡 真理子さん | 綱島小学校 | 青島 充幸さん |
| 綱島小学校 | 藤本 祐未さん | 瀬ヶ崎小学校 | 伊藤 史織さん |
| 丸山台小学校 | 千葉 恵子さん | ※平成8年当時の作品です。 | |

「児童の権利に関する条約」解説パンフレット

発行 横浜市教育委員会 人権教育・児童生徒課
平成24年7月
横浜市中区港町1-1 電話 671-3250